

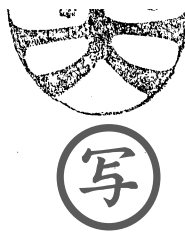
令和8年度 第519回奈良地方最低賃金審議会

令和8年7月2日に奈良労働局長(石崎琢也)は、奈良地方最低賃金審議会(会長 下山朗)に対し、「奈良県最低賃金の改正」についての諮問を行いました。

奈良県最低賃金の改正についての諮問



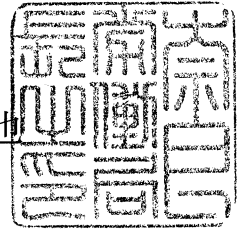
下山会長(左)と石崎局長(右)



奈労発基 0702 第 3 号
令和 8 年 7 月 2 日

奈良地方最低賃金審議会
会長 下山 朗 殿

奈良労働局長
石崎 琢也



奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、奈良県最低賃金（平成 7 年奈良労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。